

NBRPにおける実費徴収の基本的な考え方

NBRP 事務局編 H22.2.2 通知

R7.3.31 改正

LSI 事務局編 R8.1.1 改正

①利用者負担の原則

バイオリソースの安定的な供給及び継続的な運営の観点から、提供(受注・発送)に係る経費は、利用者負担を原則とすべきである。

②利用者が負担すべき経費の範囲

利用者が負担すべき経費の範囲としては、受注・発送に係る研究者・技術者・事務職員の人事費、事業の実施に経常的に係る経費である変動経費部分とすべきである。(下図参照)

③徴収した実費の取扱い

研究室および事務部門へ還元される仕組み、さらには徴収された実費が母体機関の利益とはみなされない仕組みの構築を検討すべきである。

④営利機関(企業)と非営利機関(学術機関)の取扱い

営利機関に対する手数料は非営利機関の2倍以上に設定することができる。

⑤海外機関の取扱い

海外機関に対する手数料は受注・発送に要する作業・時間・費用を適切に反映させるため、国内機関の2倍以上に設定することができる。

バイオリソース整備の運営に係る経費分類（業務別・費目別）

業務別		費目別	場所・建物に係る経費	設備備品に係る経費	研究者・技術者・事務職員の人事費	事業の実施に経常的に係る経費
収集	寄託（譲渡）の受け入れ		固定経費			
	フィールドワークによる採集等					
保存	経代増殖					
	品質管理					
提供	提供体制の整備	固定経費		変動経費		
	受注・発送					
補完業務	データベース整備	固定経費				
	ゲノム解析					
	基盤技術開発					